

# 浄化槽保守点検業者の皆様 へ

浄化槽管理者から委託を受けた浄化槽の保守点検について、技術上の基準に従い

## 「適切な保守点検」の実施をお願いします！

いつも適切な保守点検の実施を行っていただきありがとうございます。浄化槽法における「保守点検」について、保守点検の技術上の基準に従い適切な業務の実施を改めてお願いします。

○保守点検とは、浄化槽の「各装置や機器類が正常に働いているか」「運転状況はどうか」「汚泥のたまり具合はどうか」「配管やろ材が目詰まりしていないか」などを調べ、浄化槽の正常な機能を維持するため、異常や故障などを早期に発見し、予防措置を講じるために保守点検を実施するものです。

○引き続き、浄化槽保守点検業者の皆様には、きめ細かな点検と消毒剤の安定的な補給交換など適切な保守点検の実施をお願いします。

### ○その他の留意事項

- 浄化槽保守点検業を廃止や長期休業など、業務を実施できない場合は、契約先(浄化槽管理者)に他の保守点検業者との契約を案内するなど、適切な対応をお願いします。  
※「廃業される場合」や「浄化槽管理士を変更する場合」など変更がある時は、管轄の保健所への届出(変更日から30日以内)が必要です。
- 浄化槽保守点検の回数は、浄化槽の種類や処理方式、槽の大きさなどによって異なりますが、浄化槽管理者は浄化槽についての知識が少ない場合もあるため、保守点検業の委託契約の際には、保守点検の回数やその他の契約内容について説明をお願いします。
- 浄化槽保守点検の記録について、浄化槽管理者へ必ず交付をお願いします。

#### 【問合せ先】

〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県 県土整備部 河川下水道局 下水道課 管理班 (TEL : 073-441-3204)

## ◆浄化槽法、浄化槽法施行規則

- (浄化槽法第8条)  
浄化槽の保守点検は、浄化槽の保守点検の技術上の基準に従って行わなければならない。
- (浄化槽法第4条第7項)  
浄化槽の保守点検の技術上の基準は、環境省令で定める。
- (浄化槽法施行規則第4条第7項)  
浄化槽の保守点検の技術上の基準については、下記参照
- (浄化槽法施行規則第5条第2項)  
保守点検又は清掃を委託した場合には、当該委託を受けた者（以下この条において「受託者」という。）は、保守点検又は清掃の記録を作成し、浄化槽管理者に交付しなければならない。
- (浄化槽法施行規則第5条第3項)  
受託者は、前項ただし書の規定による保守点検の記録を交付しようとするときは、浄化槽管理者に対し、その内容を説明しなければならない。

## ● 保守点検の技術上の基準（浄化槽法施行規則第4条第7項）

第二条 法第四条第七項の規定による浄化槽の保守点検の技術上の基準は、次のとおりとする。

- 一 浄化槽の正常な機能を維持するため、次に掲げる事項を点検すること。
  - イ 第一条の準則の遵守の状況
  - ロ 流入管きよと槽の接続及び放流管きよと槽の接続の状況
  - ハ 槽の水平の保持の状況
  - ニ 流入管きよにおけるし尿、雑排水等の流れ方の状況
  - ホ 単位装置及び附属機器類の設置の位置の状況
  - ヘ スカムの生成、汚泥等の堆たい積、スクリーンの目づまり、生物膜の生成その他単位装置及び附属機器類の機能の状況
- 二 流入管きよ、インバート升、移流管、移流口、越流ぜき、流出口及び放流管きよに異物等が付着しないようにし、並びにスクリーンが閉塞そくしないようにすること。
- 三 流量調整タンク又は流量調整槽及び中間流量調整槽にあつては、ポンプ作動水位及び計量装置の調整を行い、汚水を安定して移送できるようにすること。
- 四 ばつ気装置及びかくはん装置にあつては、散気装置が目づまりしないようにし、又は機械かくはん装置に異物等が付着しないようにすること。
- 五 駆動装置及びポンプ設備にあつては、常時又は一定の時間ごとに、作動するようにすること。
- 六 嫌気ろ床槽及び脱窒ろ床槽にあつては、死水域が生じないようにし、及び異常な水位の上昇が生じないようにすること。
- 七 接触ばつ気室又は接触ばつ気槽、硝化用接触槽、脱窒用接触槽及び再ばつ気槽にあつては、溶存酸素量が適正に保持されるようにし、及び死水域が生じないようにすること。
- 八 ばつ気タンク、ばつ気室又はばつ気槽、流路、硝化槽及び脱窒槽にあつては、溶存酸素量及び混合液浮遊物質濃度が適正に保持されるようにすること。
- 九 散水ろ床型二次処理装置又は散水ろ床にあつては、ろ床に均等な散水が行われ、及びろ床に嫌気性変化が生じないようにすること。
- 十 平面酸化型二次処理装置にあつては、流水部に均等に流水するようにし、及び流水部に異物等が付着しないようにすること。
- 十一 汚泥返送装置又は汚泥移送装置及び循環装置にあつては、適正に作動するようにすること。
- 十二 砂ろ過装置及び活性炭吸着装置にあつては、通水量が適正に保持され、及びろ材又は活性炭の洗浄若しくは交換が適切な頻度で行われるようにすること。
- 十三 汚泥濃縮装置及び汚泥脱水装置にあつては、適正に作動するようにすること。
- 十四 吸着剤、凝集剤、水素イオン濃度調整剤、水素供与体その他の薬剤を使用する場合には、その供給量を適度に調整すること。
- 十五 悪臭並びに騒音及び振動により周囲の生活環境を損なわないようにし、及び蚊、はえ等の発生の防止に必要な措置を講じること。
- 十六 放流水（地下浸透方式の浄化槽からの流出水を除く。）は、環境衛生上の支障が生じないように消毒されるようにすること。
- 十七 水量又は水質を測定し、若しくは記録する機器にあつては、適正に作動するようにすること。
- 十八 前各号のほか、浄化槽の正常な機能を維持するため、必要な措置を講じること。